

砂川市規則第14号
令和4年3月31日

砂川市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

砂川市職員の育児休業等に関する規則（平成9年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（条例第2条第3号ア（イ）の規則で定める非常勤職員）

第2条の2 条例第2条第3号ア（イ）の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。

第11条2の見出しを「（条例第15条第2号の規則で定める非常勤職員）」に改め、同条中「第15条第2号イ」を「第15条第2号」に改める。

第3条中「前条」を「第2条」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。